

令和7年12月定例会 一般質問通告要旨

【2番：菅原アキ子議員】

1. 「働きやすい」環境づくりを

最近、職員の離職が多くなっているように感じている。職員の離職は、村にとっても痛手であると思うし、「働きやすさ」や「働きがい」を感じられる環境づくりが、さらに必要ではないか。職員が自らの能力を発揮できるように働き方改革を進めているものと理解しているが、それでも、まだ就学前の小さなお子さんを育てている方や、高齢の方を介護されている方などには、遅くまでの時間外勤務には配慮してあげることも必要なことと思うが、村長のお考えは。

また、通常業務と兼務したサポート業務を担っている方の負担感が懸念される。今、検討を進めている第5次大潟村行財政改革大綱の中で、必要となる定員数が示されていくと思うが、「働きやすさ」と「働きがい」のある魅力ある職場づくりをさらにどのように進めていくのか、伺いたい。

県でも取り組みを進めており、環境が整えられているテレワークやフレックスタイム制よりも、とりわけ職員に好評なのは時差出勤で、7年度は40%弱の方が利用している。また、キャリア選択型人事制度や管理職への昇任の意思を申告できる制度を開始したほか、自身の知識や経験を発揮して担当外業務に従事できる制度を導入し、意欲や成長を後押ししている。

大阪府寝屋川市では、職員の長時間労働が課題で、残業を減らす仕組み作りに着手し、業務効率化のために導入したのが、完全フレックスタイム制。1ヶ月の総時間が決まっていて、1日ごとの勤務時間を自分で調整できる。キャリアアップのためや、家族のためにもっと働きたい人には、「希望残業制度」もある。職員の働きたい気持ちに応えつつ、繁忙期の部署にとっては力強いサポートになっている。

自治体の事情はそれぞれ異なると思うが、職員が働きやすい環境づくりをさらに進める必要があるのでは。

2. 「介護支援ボランティア制度」の活用を

高齢化が進み、人手不足の時代が続く中、本人の力や住民相互の力を引き出して介護予防や日常生活支援を進めていくことは、とても重要である。介護保険法に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援のボランティアを行った場合にポイントを付与し、実績に応じて介護保険料の負担が軽減される仕組みを作り、活用している自治体がある。秋田市や全国の先進地の多くは、社会福祉協議会に委託して行われている。この制度は介護給付費の増加と介護保険料が高騰している傾向にあることが背景となっている。村の要介護認定率が11月13日時点で16.4%と県内一低く、介護保険料も基準額が4,600円と県内一低い金額となっていることは承知しているが、介護保険の保険者は村である。

この制度をどのように活用するのかを決めることができる大きな権限をもっている。それを上手に活かすべきではないかと思う。介護支援ボランティア制度は、介護予防にもつながるし、元気な高齢者が増えることで介護を必要とする人が少なくなり、介護保険料の抑制にもつながる。これからの村づくりにもとても大切であり、ぜひ取り組むべきではないかと思う。村でも多くの方たちが活発にボランティア活動を行い、地域に貢献されているが、年令を重ねるごとに会員が減少してきている。利用できる施設や場所は限られてくると思うが、ポイントが還元されることは一層の励みにもなる。

今活動していることにポイントを付与することもなかなか難しいかもしれないが、健康寿命を延ばし、社会参加を促すという観点からも、社会福祉協議会と相談しながら高齢者のいろいろな活動を支援していただきたいと思うが、村長のお考えを伺いたい。

【8 番：松雪照美議員】

村長はじめ関係各局のみなさまにおかれましては、日々の村政運営にご尽力を賜り心より敬意を表したい。

本日私からは、村が出資する第三セクター「株式会社オーリス」の今後の見通し、村行政の関わり方についてと、村の観光連携戦略の2点について、ご質問させていただく。

1. 株式会社オーリスに山積する案件について

ご承知のとおり、本年9月の定例会においてオーリスへの増資議案が上程された。

当時、私は「村民の大切な資金を投じる以上、将来的な事業見通しや採算性、リスク対応策などの説明が十分ではない」との判断から、慎重が立場をとり、反対した経緯がある。

しかし、その後10月に臨時議会が招集され、村当局から「今この時期に増資を決定できれば、秋田銀行からの融資が停止され、事業の継続に重大な支障を来す」との説明があった。

さらに、他の株主からも追加出資の意向が示され、地域全体で本事業を支える体制が整いつつあることが確認できた。

臨時議会時点では、依然として将来計画の詳細が明らかとはいえない部分もあったが、村としてのエネルギー政策の中核を担う事業であり、今ここで資金の流れを止めることは、結果的に村の将来ビジョンを後退させかねないと判断した。

したがって私は、「村の持続可能な発展に向けた投資」と位置づけ、増資計画に賛成した。

一方で、村民からは「今後の見通しがわからない」「何のための増資なのか」との声も少なくなく、議員としても説明責任を果たす必要があると感じている。その意味でも、本日の質問は村民と行政・議会が同じ方向を向いて進むための確認の間でもあると位置付けていることをご承知おきいただきたい。

そこで、

① オーリスの現状と今後の経営見通しについてご質問させていただく。

今回の増資により、オーリスの資本金・自己資金比率はどの程度改善されたのか。

また、増資後の資金はどのような用途（例えば、運転資金、設備投資、債務返済等）に充てられるのか、村としてどのように把握しているのかを示していただきたい。

さらに、今後3年間の事業計画、とくに収益見通しや採算性について、村としてどのように確認されているのか、現時点で把握している範囲をお伺いしたい。

次に、

② 村の支援・監督体制の強化について。

9月議会以降「当局からの説明が十分でなかった」という指摘が多く寄せられた。

今回の経緯を教訓として、村とオーリスの間で情報共有やガバナンスをどのように改善するお考えであるのか。

具体的には、

- ・定期的な経営報告会の開催、
- ・村民、議会への情報公開の強化、
- ・村職員の更なる派遣や経営参画の仕組みづくり、

といった観点で、今後の取り組み方針をお示しいただきたい。

③ オーリスは村の掲げる「2030年までに電力100%自然エネルギー化」「2050年にはすべてのエネルギーを自然由来へ」という長期目標の中心的な担い手である。

そこで伺いたい。

村として、オーリスの事業をどのような位置づけで支援していくのか。

また、将来的にオーリス単体の経営安定化だけでなく、「エネルギー自立村」として村全体の経済循環を生み出すために、どのような計画性を描かれているのか、村長のお考えをお伺いしたい。

2. 村の観光連携戦略について

私は孫の世話でマイル修行僧並みに飛行機を利用している。現在、秋田空港からは往路復路5便ずつの運行となっているが、いかんせん満席のことが多くキャンセル待ちでの搭乗に冷や汗を掻くこともしばしばである。

また、主に利用する立体駐車場は満車になることが多く、立体料金を払って屋上に駐車することも多くなってきた。

そこで、今まで飛行時間にばかり気を取られ、さほど利用することのなかった大館能代空港を利用したところ、これがなかなか素晴らしく利点づくめだということに気が付いた。

先ずは2空港までの距離と走行時間の比較である。村から秋田空港へは五城目八郎潟インターチェンジ～秋田空港インターチェンジ（これは秋田自動車道経由70.6キロです）を走行、所要時間は1時間5分程度。大館能代空港へは、国道7号経由58キロ、走行時間は51分程度となっている。

現在工事中ではあるものの、日本海沿岸東北自動車道の整備が進んでおり、今後開通後は村から八竜インターチェンジ、大館能代空港インターチェンジ通過後、秋田空港到着よりおそらく今以上に走行時間は短縮されるものと思われる。

また秋田空港までの料金換算では先に挙げた ETC 高速料金が平日 1420 円、大館能代空港までは現在無料である。

駐車料金も秋田空港は有料なのに対し、大館能代空港は無料である。

そのことを踏まえご質問する。

大館能代空港には 2 階レストラン脇に木材を利用したモニュメントがある。その中に何度見ても大潟村は存在しない。1 階のパフレットスタンドにも残念ながら村のパフレットの展示はなかった。

関係者に問い合わせたところ、大館能代空港には空港の利用促進を担う、大館能代空港利用促進協議会があり、この団体は大館能代空港の維持・利用促進を図るため、空港圏域の自治体や経済団体、空港関係事業者などの連携で運営されているとのこと。

現在は 58 の団体で構成されている。この団体には青森や岩手の市町村も加入しており、村近隣の男鹿市・井川町も近年参入したとのことで、他に三種町・五城目町等も加入済みである。

この団体に加入することで、村の観光連携戦略の強化が図られ、地域独自の強みを活かした持続可能な観光や、村ブランドを磨きあげる機会が得られると考えるが、いまだ、この団体に未加入である理由をお聞かせ願いたい。

【6 番：菅原史夫議員】

1. 米価高騰による畑作振興への影響と今後の大潟村農業の方向性について

昨年より米価が高騰し本年度産も高止まりしていて社会問題にもなっている。

生産者としてみれば長年の低米価で苦しんできたので将来を見通せる米価は喜ばしい反面異常に急騰した米価により米離れ、需要の縮小が懸念される。

とはいえ本村でも今年度産はやはり高米価を反映して畑作及び加工米取組面積は減少し、主食用米の取組が大幅に増えた。この現象は当然のことである。

来年度作付けにおいても麦大豆の大幅な減少が懸念される。

米に過度に頼らず複合経営を振興してきた村の今後の方向性はどう考えているのか。

また原則として物の値段は需要と供給のバランスで決まる。需要が多ければ価格は上がり、供給が多ければ価格が下がる。米も同様に継続的な営農の為には自発的な生産の調整は必要であるとする。そのためには米以外の作物が米と同等かそれ以上のメリットがなければ取り組めない。米が安定した営農継続できる価格にするためにも、米以外の作物の大幅な振興策が必要であるが、これは予算的に自治体単独レベルでできることではない。

国は令和 9 年度から水田政策を大幅に転換する方針である。

農業を基幹産業としている大潟村のトップとしてこのような現状の課題とあるべき

姿を様々なパイプを使い国に申し入れ生産者が希望をもって営農できる環境整備を目指すというトップの強い決意が必要であるとする。村長の考えはどうか。

2. 「こども誰でも通園制度」実施について

この制度は全ての子供たちの育ちを応援しすべての子育て家庭への支援を強化するために創設される制度で令和8年4月に本格実施される。

0歳から3歳未満の未就園児が対象で保護者の就労に関係なく月の一定時間一時預かりができることになっている。

- ① 実施に向けてのスケジュールは。
- ② 現状の職員体制で対応できるのか。
- ③ 利用者への告知はどのようにするのか。

【10番：大井圭吾議員】

1. 村内の空き家状況と有効な利活用を

空き家問題はどの自治体でも抱え、人口減少と空き家については比例して大きくなる課題ではあるが、やりようによっては有効な物的資源にも成りうる。そこで、村の取組についていくつか伺いたい。

- ① 村のホームページにアクセスすると、大潟村空き家バンクのサイトを見つけることができる。事業実施要綱によると平成28年の4月から施行されているようだがこれまでの掲載物件数と成約した実績は何件あったのか。
- ② 空き家バンクという事業は、不動産会社が仲介手数料を取るところを自治体が仲介を無料でおこなうことだと理解しているが、その他にも何か特別なことをしているのか。
- ③ 現在、村内には何軒の空き家（住民不在の家）があると把握しているのか。また、もともと住宅地だが、建物が撤去されて更地になっている土地は何ヶ所あるのか。
- ④ 土地や家屋の所有者が不明、連絡がつかない、もしくは固定資産税が未納な物件はあるのか。
- ⑤ 今後も、空き家が増えていく傾向にあると推測されるが村としては何か特別な対応策を考えているのか。

以上の質問を踏まえて、建物や土地の物件は、あくまでも個人の所有になるので、村が主体になって勝手にどうこうとできるものではないのは重々承知しているが、例えば、村が借り上げてシェアハウスとして運営し、個人や、県立大学の学生の住居に貸し出すとか。また、1、2週間程村にショートステイするといった体験型の住居として貸し出すことなども考えられないか。村営の賃貸物件もあると思うが、選択肢が多い方が利用者の幅も増えると考えられる。

また、賃貸やショートステイに対応する為のリフォームに掛かる費用を一部助成する

ことによって、空き家の対応を悩んでいる非住居者の方にポジティブな活用に向けての後押しができると期待できる。

交流人口、関係人口を増やすためにも空き家を上手に利活用できる方向性を探るべきではないかと考える。

2. 営農訓練所制度の創設を

農家の減少、担い手不足の問題対策として、全国の県市町村は独自に、就農希望者に何らかの資金援助、助成をする制度を設けている。更に研修施設や制度を設けて学びの場を提供している自治体もある。

秋田県内で1、2年間の農業研修制度を実施している自治体は、県の試験場、秋田市、能代市、横手市、大仙市が上げられる。県を除くと規模の大きな自治体4市のみが取り組んでいる状況だが、主産業が農業であり、農業の為に干拓して誕生した本村でも一般に言われる農業研修制度に取り組んでみてはいかがか。ここで訓練所制度という言い方にしたのは、説明にも及ばないと思うが、開村当時、入植予定の方々が就農、入植前に営農の勉強をした施設名であり、村の歴史に敬意を払い考えたネーミングである。

制度開設には時間がかかるので、まずは村が農協や県立大学、法人事業者等と協議をして設立するための組織、協議会のようなものを立ち上げ1、2年後に発足することを期待したい。施設園芸に関しては新規や現在の園芸団地を整備しなおすことで土地は確保できるであろうし、稲作、畑作に関しても第三者継承や、経営規模縮小を考える農家からの分与、譲渡も考えられる。この制度が確立すれば、意欲のある人に土地、施設、機械を一括で第三者に譲渡し、離農したいと考える人は出てくるのではないかと予想される。本村のように農業の為にインフラが十二分に整っている地域は他にはなく、モデル農村としての本村が取り組むべき使命ではないだろうか。

【9番：三村敏子議員】

1. 慣例からの突破口として、自治会役員女性参画推進事業を

村立60周年を超えた大潟村だが、村がスタートした当初より、入植者である男性が中心に村づくりが進められてきた。特に自治会会長は、世帯主が交代で順番に担ってきた。その住区により総会や役員会に運営の違いはあるが、これまでの自治会運営において、女性が自治会長を担われたのは、私が知る限りでは、お一人だけである。男性が住区役員を担うことが慣例化していて、女性が住区の役員となること等考えたことがない村民が多いのではないと思う。

先日行われた男女共同参画社会推進のための講演会でも国の基本計画に「誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものにするためには、性別にかかわらずだれでも地域活動や地域づくりに参画することが必要である。自治会や町内会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体の長となる女性リーダー

をふやすよう取り組む。固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、男女双方の意識改革が求められる。」ということが国の基本計画にあることが、伝えられた。

以前にも自治会役員に女性をとということで一般質問してきたが、講演会でお話頂いた講師から、兵庫県小野市が行った事業を紹介頂いた。その事業の一つが「自治会役員女性参画推進事業補助金」事業 2013 年から 2015 年度まで、予算措置は 2017 年まで。それにより、女性役員を登用する自治会の割合は、15%から 60%に増えたということである。この事業をはじめるとのあたりの小野市の課題としては、「少子高齢化社会、地域コミュニティに女性の意見が必要と認識した。」実施期間の検討としては、「起爆剤としての役割を重視し、3年間の期間を限定したが、一過性にならないように、自治会規約などにより、2人以上の女性が継続的に登用される仕組みを作った自治会を補助金申請の対象とした。」そして、自治会の理解を得ることを大切に、「自治会運営を女性の視点から考え自治会の方針決定の場に参画してもらうことが大切。女性は生活者としての知識が豊富で魅力・活力ある地域づくりに男性とともに尽力することができる」と理解を求め、丁寧な説明を行った。初めて女性役員となった方への不安解消のための地区女性役員による意見交換会を毎年開催したとのことである。

全国での自治会への女性役員登用奨励事業を調べたところ、同じ兵庫県の加西市、福岡県的那珂川市でも自治会女性役員参画推進補助金制度を行っていた。加西市では、女性役員の定義を、自治会の一定期間、総会及び役員会等に定期的に参加する役員を指す、としている。年額一律 10 万円だが、女性役員のうち自治会長・副会長・会計の通称三役の役職の場合は 10 万円を加算している。

昨年の 3 月議会での一般質問でも自治会について質問した。総合村づくり計画ワークショップでの話し合いで具体化していければという答弁もあった。ワークショップでは、これまで行われてきた住区の活動の在り方など話し合われた。しかし、女性役員の必要性についての意見は、少数だったためか、ワークショップの自治会活動の方向性のまとめには、残念ながら女性役員に関しては入っていなかった。

なかなか慣例となっていることを打破することは難しいことだが、小野市のような事例を参考に突破口を切り開いてはいかかがか。

2. 村の計画策定について

村のホームページには 25 にのぼる計画・プランが掲載されている。先ごろ送付された「大湊村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定におけるアンケート調査は、11 ページあり、農繁期とも重なっていた。村民からは、「この前にも似たようなアンケートに答えたばかりなのにまたアンケートが届いた。」という声が寄せられた。また、以前より総合村づくり計画にかかる費用が大きいことに私は驚いてきた。予算をみると令和 6 年度の第 3 期大湊村総合村づくり計画及び総合戦略等策定事業費は、720 万 2 千円。令和 7 年度は 550 万円である。合計 1270 万 2 千円。振り返ると第 2 期総合村づくり計画では、スタジオ L により 4 回のワークショップが行われた。役場職員と一緒に検討を進

めていったワークショップがメインだったと思う。ワークショップを多くの職員と村民が経験できたことは、大変良かったと思っている。4回目の最後の回に村の目指す将来像のキャッチフレーズが示された。それは「住み継がれる村」だった。唐突に将来像が示され、それによって私が感じたのは、業者が考えた業者任せの計画になってしまったのではないかということだった。村の目指す将来像を最初のワークショップから、みんなで話し合いたかったと今でも大変残念に思っている。この時の事業費は決算で総額1437万9133円だった。そして、第2期総合村づくり計画後期基本計画が令和3年度に作られた。事業費は決算で620万516円。こちらは、SDGsを基に、より具体的に数字目標を掲げて、わかりやすい計画となった。

国では、行政計画見直しとして自治体にとって、増加する計画に関する業務への対応に多大な労力を要している面があったため、必要最低限にすべきだとし、負担軽減の取り組みを続けているとのこと。村においても今回の総合村づくり計画は総合戦略等策定事業を一体化していると思う。しかしながら策定に2年かけている。

- ① 国では、それぞれの計画の策定は「努力義務」から「できる規定」に変更するなど、見直しがおこなわれているが、村では、どのように見直しているか。
- ② 総合村づくり計画は8年の計画であるが、なぜ8年間なのか、途中見直し、後期基本計画を策定するため、実質4年間の計画である。そうであるならば、10年計画とし、5年で見直してもよいのではないか。経費も削減され、職員の仕事量も減らすことができるのではないか。
- ③ 第2期総合村づくり計画後期基本計画のようにわかりやすい計画があれば、そういう計画を基にして、ワークショップや委員会で村の将来像について検討し変更や新規計画を付け加えるなどにより、業者へ委託しなくても村を一番に知っている役場職員と村民とで作り上げられないか。
- ④ 計画策定にあたってのアンケート調査についても、4ページ程度の簡単なものとし、村事業で課題となっていることなどに絞って質問することにより効率化がはかれるのではないか。集計も村民に担っていただくことにより、村の事業や課題など知ることができ、村民にとって行政がより身近になるのではないか。

【7番：齋藤牧人議員】

1. 大潟村職員の働き方改革対応および業務効率化について

公務員の働き方改革により、近年は男性の育休取得も普及し、大潟村の職員も取得しているものと認識している。今後も働き方改革に伴う長期休暇の取得等により業務に影響が出ることが予想され、かかる事態に対応する体制が必要となる。また、長期的にも大潟村の人口は減っていくものの職員のなり手不足も進行し、地方への権限委譲の方針と相まって人員不足になることも懸念され、業務効率化の重要度も増してきている。以下4点について伺いたい。

- ① 今後も育児休暇等の取得があるため、職員数、ひいては職員定数を増やす必要が

あるのではないかと。人員計画について当局の考えはどうか。

- ② DX化による職員の負担軽減について、現在の進捗はどのようになっているか。また、今後の計画はどうか。
- ③ 長期休暇取得者や休職者が出た場合、他の職員に業務の引継ぎを行う必要があるが、普段課内業務共有についてどのような対策をとっているか。業務のドキュメント化など引継ぎに備えた対策をとっているか。
- ④ 一人の職員が一つの担当業務に専従するため、業務が属人化しやすく、他の職員が業務を引き継ぐ際に支障をきたす恐れがある。一度徹底的に業務の洗い出しをし、業務の内容とそれに費やす時間を精査したうえで対策をしていくのが業務効率化の最短経路ではないか。一つの提案であるが「朝メール」と呼ばれる手法があり、1日のスケジュールやToDoを、その作業にかかる時間の見積りとともにメンバーへメール送信することで見える化・共有する手法である。このような手法で各々が実施している業務の内容や進捗を確認しあうことで業務の共有ができ、長期的にメールを分析すれば時間を費やしている業務の洗い出しができ、業務改善につながることも期待できる。組織として①～③以外に業務効率化・業務改善として実施している活動があれば教示いただきたい。

2. 第三セクターに関する村の関与について

現在村が出資を行っている事業体について、経営層に村長をはじめとする村の役職が入っているケースでは経営の判断と村からの支援の判断が混同されやすく、適切な運営がなされない恐れがある。10月の臨時議会において、村長はオーリスの増資に対し、「本事業が有する公共性・公益性、並びに村による公的支援の趣旨を踏まえ、株式会社オーリスの健全な経営が維持されるよう、適切な指導を行ってまいります」と述べられたが、その内容について以下の3点についてお伺いしたい。

- ① 指導が行われるべき状況はどのような事態を想定しているか。
- ② 村として行うべき指導とはどのようなものを想定しているか。
- ③ 秋田県では25%以上を出資している法人については、県関与の基本的な考え方、指導監督の方向性等を定めた「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する基本方針」に基づき、指導監督を実施しているが、村としてもある程度明確な形で関与の方針を作成すべきではないか。

以上、当局の考えをお伺いしたい。

【5番：松橋拓郎議員】

1. 大潟村の財産である入植者の方々の言葉を後世に伝える為に

敬老会や福祉運動会に出席させていただいた。高齢者の方々が元気に過ごされていることは大変喜ばしい事である。大潟村の人口の4分の1以上は75歳以上とのことであ

る。この割合は他の市町村や秋田県全体と比べると低いかもしれないが、開村から 60 年以上が経ち大潟村の高齢化も進行してきている。そのような中で、入植者の方々の人数も次第に減ってきている。入植者の方々はまさに大潟村の歴史をつくって来た存在であり、その方々の言葉は受け継がれるべき大潟村の大切な財産であると考え。入植者の方々がご健在な時代と、いなくなってしまった時代を想像すると、その間にあるのは単なる時間の流れではなく 1 つの時代の終わりを意味するのではないか。入植者の方々の言葉を後世に伝えるべく記録していくことは、今まさに優先的に取り組むべきであると考え。

以上の事を踏まえて質問する。

- ① 小中学校など村内の子供たちが入植者の方々から学ぶ機会として現在どのような事を行っているか。
- ② 干拓博物館における教育普及活動の推進の中で、「入植者の声や映像を保管し、後世に残す必要がある。」との記載があるが、このことについての進捗は。

2. 大潟村の休日の保育の方向性に関して

令和 7 年 6 月議会において、広域連携による休日保育の可能性について質問した。休日保育について、利用者は必ずしも多くはないが要望があると言う事に対して、村単独ではなく周辺自治体と連携する形で運営するという事に対してのお考えや課題について伺った。この事により、広域連携による休日保育の可否やその課題について明らかになった。また今後、休日保育の要望が高まった場合に実施に向けて動き出すか尋ねたところ、既に休日保育の検討はしていて、保護者の要望等も踏まえながら引き続き検討していきたいとの事であった。

6 月議会の後、就学前児童及び小学生の保護者の方々向けにアンケート調査が行われ、その中に休日保育についての項目もあった。その結果については令和 7 年 9 月議会において三村議員が紹介した通りだが、25%の方々が休日保育が必要であると回答、その 7 割程度は季節保育期間中（＝農繁期）に必要と回答し、通年で休日保育が必要と回答した世帯の実数は 5 世帯であった。この事から、通年での季節保育の必要性は少ないと結論付けられていた。アンケートの回答率は約 48%であった。休日保育の必要性を感じている世帯はアンケートに回答するであろうことから、通年での休日保育を必要とする世帯の割合は確かに高くないかもしれない。しかし、実際に通年で休日保育を行う男鹿市の船越こども園での休日保育利用世帯が 2 世帯である。男鹿市としても利用者は決して多くないと考えつつも子育て支援のビジョンに向けて行っていること、またこのアンケートはこども園だけではなく放課後児童クラブも含めての休日保育に対する要望調査である事を加味すると単純な比較はできないかもしれない。しかし、このアンケート結果をどう解釈するかには考える余地があると考え。尚、アンケート結果の概要には、「現在のこども園での職員の配置状況では、休日保育の対応は難しい」との記載があった。

以上の事を踏まえて1つ目の質問である。

- ① 6月議会の際の答弁では休日保育の要望が高ければそこに向けて動き出す可能性についての示唆があり、その後のアンケート結果の概要では休日保育の要望は少ないと結論付けられていた。仮定の話しで恐縮ではあるが、どのくらいの割合、あるいは実数の要望があれば休日保育の実現に向けて動き出すかという基準は設定しているか。

9月議会の三村議員の一般質問に対する答弁の中で、重ねて、現在のこども園の職員の配置状況では休日保育の運用は難しいとの説明があった。また、やり取りの中で子どもたちにも休みが必要であるとの発言があり、この事について双方の認識が合致しているように思えた。この点について私も腑に落ちている。

こうした前提の元、日曜日は休みとして季節保育期間中の祝日の保育の実施についての質問があり、これに対してはいくつかの事情を考慮しながら考えていきたいとの答弁であった。私も実際に確認し、9月議会の答弁の中にもあったが、実際に休日保育を実施しているこども園では、休日に登園した分は平日を休んでバランスを取っているとのことである。つまり、休日保育は子どもを毎日こども園に預けるという事を意味する訳ではない。

保護者の側もこども園や自治体の事情を鑑みて工夫しなければならないと考える。繁忙期でも週1回、日曜日だけは仕事を休めるようにする、預けられるようにする、日曜日だけはシフトから外してもらい、そういった工夫も必要ではないか。しかし、年によって大型連休が平日に重なってしまう、連休になってしまうとシフトを組む際に職場の理解が得づらいなど、そのような事情もあるのではないか。

以上の事を踏まえて2つ目の質問である。

- ② 9月議会の答弁では、季節保育中という前提ではあるが、祝日の保育について問われ、その時点で断定的な回答は無かった。日曜は休みとし、希望者に対して土曜日に加えて祝日の保育を行う場合の検討はこれまでになされているか。日曜も含めた完全な休日保育を実施する場合と比べて負担感や実現可能性に違いはあるか。

3. (株)オーリスの現況について

10月の臨時議会では(株)オーリスへの増資を含む補正予算案が賛成多数で可決されたものの、修正動議も提出されるなど、反対意見も多かった。

- ① 時間的にあまり余裕の無いスケジュールの中での可決であったが、その後の手続きの進行状況など、現況は。
- ② 可決はされたものの反対意見も多かった事を踏まえ、今後のルール作りなどに向けてどのような行動を起こす予定か。

【4番：黒瀬友基議員】

1. (株)オーリスの出資状況について

10月15日の臨時議会前の全員協議会においては、村内外計7社が増資を行う予定であるとの説明を受けた。

- ① 今回の増資にあたっては当初9月の説明段階で予定していた2社の既存株主以外にも増資を呼びかけ、増資が行われる予定であるとの説明であったと認識しているが、現在の資本金額、及び増資の状況はどのようになっているか。
- ② 全員協議会で増資予定として挙げた計7社それぞれの増資の可否、増資額の状況は。

2. 第三セクターの経営情報公開の在り方について

先日の(株)オーリスへの増資に際しての説明において、当初株主比率50%を超過する予定であったことから、村長は「50%を超えた場合には、村議会への報告義務があり経営の透明性が増す」との説明を行った。

これに関しては、条例を定めることで25%以上の出資であっても村の調査対象となり、また議会への報告義務を課すことは可能である。

また、法律上は自治体の出資比率50%以上、または条例制定すれば出資比率25%以上であれば報告義務があるものの、一方でそれ以下であっても会社側が自主的に経営状況を村当局や議会、村民に対して報告、公開を行うことに対して制約する法令は存在しない。

従って、村の出資比率の多寡に関わらず、経営者の判断及び責務において透明性を持った情報公開は可能である。

それにもかかわらず、(株)オーリスの代表取締役を兼務している村長自らが「50%を超えた場合には、村議会への報告義務があり経営の透明性が増す」と言うような説明をすること自体、経営者自身が「出資比率が低ければ、村が主体的に関与し出資しても経営状況を議会や村民に公開するつもりはない」と言っているに等しく、村が主体的に関与する事業でありながら消極的な情報公開の姿勢を取っている状況は恥ずべきものである。

- ① 上記のような情報公開の姿勢は、村が主体的に関わる事業の情報公開の在り方として極めて不適切であると考えているが、村長はどのように考えるか。
- ② 地方自治法及び地方自治法施行令においては、村が条例を制定することで四分の一以上の出資で調査を行うことができると共に、議会への経営状況の報告義務を負うが、村として、「普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲」として四分の一以上の出資を行う法人が含まれるよう条例を制定する考えは。

3. 第三セクターの経営健全化の取り組みについて

第三セクター等の経営健全化の推進に関しては、総務省より、財政的なリスクの正確な把握を行い、またリスクが潜在的に極めて高い水準に達している場合には、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが要請されている。

また、総務省の平成 30 年 2 月 20 日付「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」及び令和元年 7 月 23 日付「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」により、財政的リスクが存在する第三セクター等については、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針を策定し、公表することが求められている。

大潟村においても、主体的に関与する第三セクターが現在、(株)ルーラル大潟と(株)オーリスの 2 社存在しており、(株)ルーラル大潟は、経営改善のための外部コンサルタントの導入費用を村が支出している点、また(株)オーリスに関しては、純資産がマイナスとなり債務超過状態であることから先日増資を行った点を考えると、いずれも早急に経営健全化に向けた対応を行う必要があると考える。

したがって、村として第三セクター等の経営健全化に取り組む上で、第三セクター等に対する基本的な方針として、今後の関与の在り方、経営健全化について定めた「第三セクター等に関する指針」を策定すべきだと考える。

「第三セクター等に関する指針」については、対象となる法人を定めただうえで、経営評価の方法、村による出資、補助金、貸し付けなどの財政面関与、役員・職員の派遣などの人的関与の在り方、情報公開について定めるとともに、経営健全化に進めるための方針の策定を定義すべきものである。

また、あわせて経営状況に不安のある 2 社それぞれに対しては、会社の概要、経営状況及びこれまでの村の関与、経営健全化に向けた検討内容、具体的対応などをまとめた個々の経営健全化方針を策定するとともに、毎年の取組状況の公開をすべきと考える。

- ① 総務省の通知に基づき、大潟村においても第三セクターの経営健全化の方針策定を行うとともに、(株)ルーラル大潟及び、(株)オーリスに関しては、個別の第三セクターに対する経営健全化指針を策定すべきと考えるが、村の考えは。
- ② 第三セクターが健全な経営状態にあるとすれば、増資や貸付、補助金などの交付は不要であり、村による増資、貸付、補助金、人的支援などを検討する必要があるとするならば経営が健全な状態ではない。

したがって今後、増資、貸付、補助金、人的支援などを行う必要があるのであれば、村として経営健全化の方針、及び支援を行う個別の第三セクターに対する経営健全化指針を策定したうえで、それらの支援の実施を検討すべきであると考えているが、その点の村の考えは。